

子どもの貧困対策の強化を求める意見書

厚生労働省の調査では、生活の苦しい家庭で育つ十七歳以下の子どもの割合は昭和六十年の一〇・九％から徐々に増え、平成二十六年には一六・三％、六人に一人の割合となっており、ひとり親世帯にあつては五四・六％、二人に一人以上である。近年の不況も影響し、割合はさらに高まっていると想像に難くない。貧困と低学力との因果関係は、統計的に否定できず、子どもの貧困を放置することは貧困の世代間連鎖を放置することとなる。

文部科学省の中央教育審議会によると、憲法第二十六条に規定されている義務教育の無償とは、必要な経費を保護者から徴収せず、その経費は国または地方自治体が負担すべきとある。子どもの貧困対策の推進に関する法律では、国には子どもの貧困対策を実施する責務があると明記している。すべての子どもが将来に希望を持ち、平等に教育の機会が保障されるよう、法の実効性をどのように確保していくかが重要となる。

今後、行政のほか、学校や地域は、子どもが貧困になる不利益をできる限り被ることのないよう、これまで以上に貧困の防止・早期支援に努める必要がある。周囲から孤立している子どもや学力低下に陥っている子どもを発見し、学資援助や就学援助の拡充、新たな国庫補助の創設など、公的教育支援を強化していくべきである。

よって、政府におかれては、子どもの貧困対策を一層強化するよう強く求める。以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十八年十月 日

福岡県議会議長 中尾正幸

内閣総理大臣	安倍晋三
総務大臣	高市早苗
文部科学大臣	松野博一
厚生労働大臣	塩崎恭久
菅	菅義偉
内閣官房長官	菅義偉